

日田都市計画高度地区の変更  
(日田市決定)

計 画 書

日 田 市

## 日田都市計画高度地区の変更（市決定）

日田都市計画高度地区を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の高さの最高限度 又は最低限度	備 考
高度地区（丸山・豆田・咸宜地区）	約 28 ha	建築物の高さの 最高限度15.0m	
高度地区（三本松地区）	約 7.9 ha		
高度地区（北豆田地区）	約 20 ha		
高度地区（石井地区）	約 5.8 ha		
高度地区（日高地区）	約 16 ha		
合 計	約 78 ha		

「区域は別図のとおり」

### 理由

丸山・豆田地区は、平成8年に建築密度の過大による地区内の交通及び都市機能の低下の防止と景観保全を目的とした高度地区の都市計画決定を行った地区であり、そのうち豆田地区は、平成16年7月に豆田町伝統的建造物群保存地区の都市計画決定を行っている。

丸山・豆田地区では、これらの都市計画決定により、地域住民の歴史的な景観形成への意識の共有と醸成が図られ、歴史的な町並みの保存及び景観形成の取組みが進んでいるところである。

今回、高度地区の一部追加をする咸宜地区は、丸山・豆田地区に隣接し、平成27年4月に日本遺産の認定を受けた「咸宜園」が在る地区であり、文化財の保存、継承の充実を図るとともに、その周辺では歴史的な町並みと調和する景観形成を図ることが必要な地区であることから、区分の名称を高度地区（丸山・豆田地区）から高度地区（丸山・豆田・咸宜地区）に変更し、面積を約11.0ha追加するものである。

なお、建築物の高さの最高限度は、丸山・豆田地区との景観上の調和を図るため、15mから変更しない。

新旧対照表

新			旧			変更の概要
種 類	面 積	建築物の高さの 最高限度 又は最低限度	種 類	面 積	建築物の高さの 最高限度 又は最低限度	
高度地区 (丸山・豆田・咸宜地区)	約28ha	建築物の高さの 最高限度15.0m	高度地区 (丸山・豆田地区)	約17ha	建築物の高さの 最高限度15.0m	区域の変更 (一部追加)